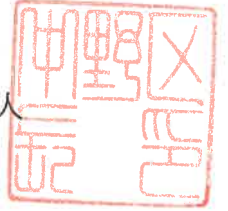


中野区都市計画審議会
会長 大沢 昌玄 様

中野区長 酒井 直人



中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項、同法第 19 条第 1 項及び同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

記

- 1 東京都市計画地区計画上高田四丁目 17 番～19 番地区地区計画の決定（中野区決定）
〔理由〕
集合住宅の再生等を契機に、土地の有効利用を図り、緑豊かで良好な居住環境や防災性の高い安全・安心な地区を形成するため地区計画を決定する。
- 2 東京都市計画高度地区の変更（中野区決定）
〔理由〕
上高田四丁目 17 番～19 番地区地区計画の決定に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。
- 3 東京都市計画用途地域の変更（東京都決定）
〔理由〕
東京都知事から令和 4 年 9 月 7 日付 4 都市政土第 488 号により意見照会があったため、回答する必要がある。

以上